

改正後

○職員に関する規則

昭和三十三年七月一日人事委員会規則第四号

別表（第十条第一項第一号）

- (2)(1) 略
 法令による免許を必要とする職

1・2 略

3 | 獣医師

4 | 診療放射線技師及び診療エックス線技師

5 | 助産師、看護師及び准看護師

6 | 海技従事者

7 | 無線従事者

8 | 職業訓練指導員

9 | 臨床検査技師（千葉県病院局に置かれるものに限る。）及び衛生検査技師

10 | 臨床工学技士

11 | あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師

12 | 歯科衛生士

13 | 歯科技工士

14 | 理学療法士及び作業療法士

15 | 視能訓練士

16 | 言語聴覚士

(3) 略

改正前

○職員に関する規則

昭和三十三年七月一日人事委員会規則第四号

別表（第十条第一項第一号）

- (2)(1) 略
 法令による免許を必要とする職

1・2 略

3 | 診療放射線技師及び診療エックス線技師

4 | 助産師、看護師及び准看護師

5 | 海技従事者

6 | 無線従事者

7 | 職業訓練指導員

8 | 臨床検査技師（千葉県病院局に置かれるものに限る。）及び衛生検査技師

9 | 臨床工学技士

10 | あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師

11 | 歯科衛生士

12 | 歯科技工士

13 | 理学療法士及び作業療法士

14 | 視能訓練士

15 | 言語聴覚士

(3) 略